境港管理組合の役務の調達について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により、シルバー人材センターの受注機会の拡大を図ることを目的に随意契約を行ったので、境港管理組合会計規則（昭和３９年管理組合規則第１号）第１１２条の３第１項第２号の規定により、次のとおり公表する。

令和５年４月１日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

１　契約の内容
令和５年度港湾緑地清掃業務委託（緑地清掃及び収集運搬）

２　業務内容及び実施場所
境港管理組合が管理する（１）の各緑地で排出されたごみ（一般廃棄物）を可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別してごみ袋に詰め込み、それぞれの緑地において境港管理組合が指定する場所へ集積のうえ、各ごみを（２）の廃棄場所へ運搬する作業

（１）清掃業務場所　次の５緑地
・夢みなと緑地（境港市竹内団地）
・中野緑地（境港市中野町及び福定町）
・竹内休息緑地（境港市竹内団地）
・弥生緑地（境港市弥生町及び清水町）
・昭和北緑地（境港市潮見町）

（２）運搬先
ア　可燃ごみ
境港市清掃センター（境港市中野町）
イ　不燃ごみ・資源ごみ
境港市リサイクルセンター（境港市夕日ヶ丘二丁目）

３　清掃計画（月別実施回数及び実施時間数）
別紙のとおり

４　委託期間
令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

５　契約日
令和５年４月１日

６　契約の相手方
公益社団法人境港市シルバー人材センター（鳥取県境港市昭和町１１番地２２）

７　契約者の選定方法及びその理由
（１）選定方法
１者随意契約

（２）理由
港湾緑地内のごみ拾いと分別を行う本業務は、特に資格が必要ない軽作業であるが、景観上及び不法投棄の誘発防止の観点から、緑地内のごみについて収集運搬も一括して行うため、収集運搬業の許可を有している必要があり、シルバー人材センターは当該許可を有しているため、当該条件を満たしている。
また、シルバー人材センターと契約することは高年齢者雇用の確保を目的とした地方自治法施行令第１６７条の２第３号の規定の制定の趣旨にも合致するものである。

８　問合せ先（契約担当係）
鳥取県境港市大正町２１５
境港管理組合港湾管理委員会事務局　総務課港営係
電話：０８５９－４２－３７０６

別紙

令 和 5 年 度 港 湾 緑 地 等 清 掃 計 画

業務区分	集積場所	全体面積	各月実施回数及び実施時間数												計	（単位）
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
緑地清掃	夢みなと緑地	48,000㎡	6	8	9	9	8	9	9	7	4	5	4	4	82	回
			24	32	36	36	32	36	36	28	16	20	16	16	328	時間
	中野緑地	45,627㎡	6	8	9	9	8	9	9	7	4	5	4	4	82	回
			24	32	36	36	32	36	36	28	16	20	16	16	328	時間
	竹内休息緑地	8,500㎡	6	8	5	9	8	4	5	4	4	5	4	4	66	回
			12	16	10	18	16	8	10	8	8	10	8	8	132	時間
	弥生緑地	18,000㎡	6	8	9	9	8	9	9	7	4	5	4	4	82	回
			24	32	36	36	32	36	36	28	16	20	16	16	328	時間
	昭和北緑地	21,342㎡	6	8	5	9	8	4	5	4	4	5	4	4	66	回
			6	8	5	9	8	4	5	4	4	5	4	4	66	時間
収集運搬	上記収集運搬	―	6	8	9	9	8	9	9	7	4	5	4	4	82	回

注意事項

（緑地清掃）

※１　実施時間数＝実施回数×人数×時間数　（各緑地の詳細は以下のとおり）

夢みなと緑地　　実施回数×２人×２時間
中野緑地　　実施回数×２人×２時間
竹内休息緑地　　実施回数×１人×２時間
弥生緑地　　実施回数×２人×２時間
昭和北緑地　　実施回数×１人×１時間

※２　ほうき、ごみ袋等の清掃用具に係る経費その他の清掃業務を行うに当たって必要となる物の費用は、全て時間単価に含まれるものとする。

（収集運搬）

※１　収集運搬に係る経費は、搬入先の処理費（実費分：境港市一般廃棄物処理手数料の額）を除き、全て回数単価に含まれるものとする。